



エネワン でんき

実質再エネプラン

東京電力エリア【低圧】

令和3年9月16日実施

株式会社サイサン

実質再エネプラン

目次

1	適用.....	1
2	供給契約条件の変更.....	1
3	環境価値の提供.....	2
4	電源構成.....	2
5	時間帯区分.....	2
6	実質再エネ B プラン.....	2
7	実質再エネ C プラン.....	4
8	実質再エネ S プラン.....	5
9	実質再エネ E プラン S.....	7
10	実質再エネ E プラン L.....	9
11	実質再エネ動力プラン.....	11
12	使用電力量の計量.....	13
13	その他.....	13
附則		14
別表		15

供給契約条件

1 適用

この供給契約条件は、一般送配電事業者の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）をいいます。ただし、離島を除きます。）内の需要場所において、低圧で電気の供給を受けるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 供給契約条件の変更

- (1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。
- (2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。
これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。
- (3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。
- (4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 環境価値の提供

環境価値とは、お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいい、当社は、お客さまがこの供給契約条件の使用電力量に応じて再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

4 電源構成

当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、当社 WEB サイトへの掲載などの電磁的方法によりお客さまへお知らせいたします。

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前 0 時から午前 1 時および午前 6 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

6 実質再エネ B プラン

(1) 適用範囲

イ 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが 1 年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

(ロ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

- イ 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。
- ロ 電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	825 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,100 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,375 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,650 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 38 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 98 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 41 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 実質再エネ C プラン

(1) 適用範囲

イ 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として、6キロボルトアンペアから50キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	275 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 38 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 98 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 41 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

8 実質再エネ S プラン

(1) 適用範囲

イ 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが 1 年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。
- (ロ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、ロを適用した場合に算定された値が 1.5 キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を 1.5 キロボルトアンペアといたします。

ロ 契約容量は、原則として、1 キロボルトアンペアから 50 キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ハ 電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、電流を制限することがあります。

ニ 電気の使用実態に応じ、ロで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約容量が1.5キロボルトアンペアの場合の基本料金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	275円00銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円97銭
------------	--------

- (5) 電流制限器や契約主開閉器等を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

9 実質再エネEプランS

(1) 適用範囲

イ 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。
- (ロ) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。
- (ハ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
- (ニ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(ニ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。

ロ 電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	816 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,088 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,360 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,632 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

1 キロワット時につき	27 円 20 銭
-------------	-----------

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 20 銭
-------------	-----------

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

10 実質再エネ E プラン L

(1) 適用範囲

イ 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが 1 年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

(ロ) 別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表 2（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であること。

(ハ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ニ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(ニ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約容量は、原則として、6 キロボルトアンペアから 50 キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。
- ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	272 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

1 キロワット時につき	27 円 20 銭
-------------	-----------

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 20 銭
-------------	-----------

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

11 実質再エネ動力プラン

(1) 適用範囲

イ 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

(ロ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、50キロワット未満で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,032 円 27 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第 1 段階 料金	最初の[契約電力×90]キロワット時 までの 1 キロワット時につき	18 円 70 銭	17 円 13 銭
第 2 段階 料金	[契約電力×90]キロワット時をこ える 1 キロワット時につき	22 円 88 銭	22 円 88 銭

ハ 省エネ割引

省エネ割引は、1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 50 キロワット時以下である場合に、契約電力 1 キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。

使用電力量	省エネ割引単価
[契約電力×50]キロワット時以下のとき 契約電力 1 キロワットにつき	50 円 00 銭
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外

ニ 日割計算

供給約款 20（料金の算定）、供給約款 21（日割計算）および供給約款別表 6（日割計算の基本算式）にもとづき、日割計算をする場合の算定式は、エネワン動力プランに準じます。

ホ その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

12 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、供給地点で 30 分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合は、直前の計量日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

13 その他

この供給契約条件に定めのない事項については、供給約款によるものといたします。

附則

実施期日

この供給契約条件は、令和3年9月16日から実施いたします。

別表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電期間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。